

標題

バハマ籍船の非常脱出用呼吸具 (EEBD) の特別要件
について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0642
発行日 2005 年 11 月 10 日

各位

今般、バハマ政府から、非常脱出用呼吸具の特別要件について通知がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。

1. 貨物船は、船上に備えられた EEBD の総数の 50% の予備を備えること。ただし、4 組を超える必要はない。
2. IGC、IBC 及び BCH コードで要求される非常脱出用の呼吸具を備えている場合、旗国政府の指示の下、居住区への EEBD の搭載は免除される。
3. 旅客船は、各主垂直区域に備えられた EEBD の総数の 100% の予備を備えること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。